

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 総括

1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目	日本	米国	欧州	
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義	<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>	
発明が特許されるための要件	<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・黙示的な要件として、技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>	
CS関連発明等の定義	<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>	
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか	○	○	○	
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参照せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること ・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・熟示的な要件として、 ・技術的な寄与が必要 その他、記載要件等
CS関連発明等の定義		発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決案をいう	「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう 「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・いわゆる、技術三要素(技術的課題、技術的手段、技術的効果)の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する	Aerotel/Macrossan テスト ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される	なし	(EPOとの関係) 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macrossan テストを採用する立場をとった (進歩性) 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○: 認められる可能性がある、×: 認められない、-: 不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目	ドイツ	インド	ロシア	
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例) ・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする ・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう ・特許法3条には、発明としないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される ・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている 	
発明が特許されるための要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 黙示的な要件として、 ・技術的な教示が必要 その他、記載要件等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・進歩性 ・産業上の利用可能性 ・新規性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件 	
CS関連発明等の定義	特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視聴覚表示も含まれる	
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか	○	○	○	
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{b)}	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× ^{b)}	×	×
	信号	○/× ^{b)}	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的效果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である <ul style="list-style-type: none"> (a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (i) 新規であること (ii) 進歩性を伴うこと (c) 有用であること (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと ・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである <ul style="list-style-type: none"> (a) 発明が新規であること (b) 発明に進歩性があること (c) 発明が産業上利用できること (2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない (3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る ・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・発明から除外されるものでないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明に含まれないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい ・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である ・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう ・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明として保護されない主題でないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・保護を受けることができない発明でないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{c)}	×	×
	プログラム製品	○/× ^{c)}	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう ・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決が実際に可能であること ・技術的性質及び技術的特徴を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

I. ロシア

1 法律、審査基準

1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

特許可能な発明の定義として、連邦民法第4法典⁴¹⁷第1350条(1)において、以下のように定義されており、製品（装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む）又は方法（有形手段を用いて有形物に影響を与える方法）に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、発明として保護を受けることができる。

連邦民法第4法典第1350条(1)

1. 製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される。

また、連邦民法第4法典第1350条(5)(6)には、発明とみなされないものが規定されており、その一つとして、コンピュータプログラム自体が挙げられている。また、連邦民法第4法典第1349条(4)には、特許権の客体でないものが規定されている。

連邦民法第4法典第1349条(4)

4. 次に掲げるものは特許権の客体ではない。
(1)ヒトのクローン化方法
(2)ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法
(3)工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用
(4)本条第1段落にいう知的活動の成果であって公共の利益、人間性及び倫理性の原則に反するもの

連邦民法第4法典第1350条(5)(6)

5. なかんづく次に掲げるものは発明ともなされないものとする。
(1)発見
(2)科学的理論及び数学的方法
(3)もっぱら製品の外観に関する提案で審美的要求を満たすことを意図したもの
(4)ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法

⁴¹⁷ 「ロシア連邦民法第4法典（ロシア語）」（2015年11月28日改正版）ロシア特許庁ウェブサイト、http://www.rupto.ru/docs/fz/gk_4

「ロシア連邦民法第4法典（日本語）」（2014年3月12日改正版）日本国特許庁ウェブサイト、https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

(5) コンピュータプログラム

(6) 情報の提示のみに関するアイデア

本段落に従い、これらのものは、特許出願においてこれら自体に言及されている場合には、発明に分類されない。

6. 次に掲げるものには、発明としての法的保護が付与されない。

(1) 植物品種、動物品種及びそれらを生産するための生物学的方法、すなわち異種交配及び選択から全部構成される方法。ただし、微生物学的方法及びかかる方法により作られた製品を除く。

(2) 集積回路の配置設計(回路配置)

また、審査基準に相当する行政規則⁴¹⁸「10.4 発明の対象となるための要件」及び特許審査マニュアル⁴¹⁹第3部の「3.特許出願された対象が特許性を有するか否かの審査」において、コンピュータプログラムは発明とみなされないことが記載されている。

1. 2 発明が特許されるための要件

発明が特許されるための要件は主に以下のようなものがある。

- ・新規性（連邦民法第4法典第1350条(1), (2)）
- ・進歩性（連邦民法第4法典第1350条(1), (2)）
- ・産業上利用可能性（連邦民法第4法典第1350条(1), (4)）
- ・発明とみなされないものでないこと（連邦民法第4法典第1350条(5)）
- ・記載要件（連邦民法第4法典第1375条）

連邦民法第4法典第1350条(2)

2. 発明は、先行技術に知られていない場合は、新規であるものとみなされる。

発明は、技術水準にかんがみて、当該技術の熟練者にとって先行技術から明白に導き出されるものでない場合は、進歩性を有するものとする。

発明に関する技術水準には、当該発明の優先日前に世界の何れかの場所で公表され入手可能なすべての情報が含まれる。

発明の新規性を評価する場合、技術水準には、発明、実用新案及び意匠についてその他の出願人がロシア連邦内で行った先の優先日を有するすべての出願(当該出願に係る書類は、本法第1385条第2段落又は第1394条第2段落に従い何人も閲覧する資格がある)並びにロシア連邦内で特許が付与された発明、実用新案及び意匠も含まれる。

⁴¹⁸ 「ロシア連邦における発明に関する出願の受理及び審査、発明特許の付与及び審査に対する役割についての知的財産、特許及び商標に関する連邦サービス局の行政規則」のこと。 <http://www.rupto.ru/rupto/portal/f5662c97-1772-11e1-bad7-9c8e9921fb2c>

⁴¹⁹ 「特許審査マニュアル（ロシア語）」（2011年7月25日版）ロシア連邦産業財産権機関ウェブサイト、http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/inventions_utility_models/ruk_ezp_iz

連邦民法第4法典第1350条(4)

4. 発明は、工業、農業、公衆衛生、経済のその他の部門又は社会的分野で使用され得る場合は、産業上利用可能であるとみなされ得る。

連邦民法第4法典第1350条(5)

5. なかんづく次に掲げるものは発明とみなされないものとする。

(1)発見

(2)科学的理論及び数学的方法

(3)もっぱら製品の外観に関する提案で審美的要求を満たすことを意図したもの

(4)ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法

(5)コンピュータプログラム

(6)情報の提示のみに関するアイデア

本段落に従い、これらのものは、特許出願においてこれら自体に言及されている場合には、発明に分類されない。

連邦民法第4法典第1375条 発明の特許付与を求める出願

1. 発明の特許付与を求める出願(「発明出願」)は、単一の発明又は単一の発明概念を形成するよう結び付けられた一群の発明と関連するものとする(「発明の単一性の要件」)。

2. 発明に係る願書には、次に掲げるものを含めるものとする。

(1)発明者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許出願

(2)当該技術の熟練者が当該発明を実施することを可能にする程度に当該発明の本質を十分詳細に開示する発明の説明

(3)発明の本質的特徴を明確にしかつ明細書により十分に裏付けられたクレーム

(4)図面及びその他の資料。ただし、発明を理解する上で必要な場合

(5)要約

3. 発明出願の提出日は、連邦の知的財産当局による、特許付与の請求、発明の明細並びに明細中に言及されている場合は図面を含む出願の受理日及び前記書類のすべてが同時に提出されなかった場合は最終の文書の受理日であるものとする。

1. 3 CS 関連発明等の定義

1. 3. 1 CS 関連発明の定義⁴²⁰

「コンピュータプログラム」は、特許審査マニュアル第3部3.3.3に、以下のとおり定義されている。

⁴²⁰ 「平成25年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 各国における特許の審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書」AIPPI JAPAN 日本国特許庁ウェブサイト、https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h25_report_06.pdf のp.172を参照した。

「この規則では、コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイス进行操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視聴覚表示も含まれる」(特許審査マニュアル第3部3.3.3)。

1. 3. 2 BM 関連発明の定義⁴²¹

特になし

1. 4 CS 関連発明等の特許可能な発明として認められるか

1. 4. 1 CS 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、CS 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程で記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る。

1. 4. 2 BM 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、BM 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、ビジネス方法「自体」に特許は認められないが、ビジネス方法が、それにより有用かつ有形の結果が得られる解決策を示している場合、ソフトウェアに基づいて実施される方法として特許の対象となり得る。

1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

1. 5. 1 保護適格性の審査基準

(1) CS 関連発明に関する審査基準

連邦民法第4法典第1350条第5項第5号に基づき、コンピュータプログラム「自体」は発明に該当しないと規定されている。

一方、アルゴリズムは以下のとおり特許の対象となり得る。アルゴリズムは、方法（データの処理方法、送信方法、変換方法など）として特許が付与される。ここでいう方法とは、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程をいう。技術的結果が達成されることが必須となる⁴²²。

⁴²¹ 海外質問票調査に基づく。

⁴²² 海外質問票調査に基づく。

また、特許審査マニュアル第3部 3.3.3には、コンピュータプログラムについて、以下のように記載されている⁴²³。

「コンピュータプログラム

発明がコンピュータプログラムが記録されたコンピュータ読み取り可能な媒体として定義されている場合、コンピュータプログラムも特許を受けることができる可能性がある。

例:「利用者のコンピュータからの情報配信要求を受け、検索クエリから意味を持つ単語を抽出し、かつ重要でない単語を除外する処理を当該要求に対して行い、多様な情報が保管されているデータベースの中から強調された重要な単語を検索し、強調された重要な単語を含む発見された情報を利用者のコンピュータに転送する手順から構成される、要求された情報をコンピュータの中央演算処理装置によって配信する方法を、コンピュータの中央演算処理装置が実行する際のプログラムコードが記録されたコンピュータ読み取り可能な媒体」

特許出願は、コンピュータという手段（有形手段）を用いて信号（有形物）に対して実行され、技術的成果の達成をもたらす一連の行動という形で記載される、コンピュータプログラムのアルゴリズムに関連する可能性がある。この場合、クレームされている主題が技術的解決として認識され、当該主題を特許取得可能とする根拠が存在することになる。

例えば、下記のようなコンピュータ上の有害なプログラムを処理するアルゴリズムは基本的に特許取得可能な方法であるといえ、特許法の主題として法的保護を得られる可能性がある。

例:「有効化された同じ有害なプログラムのコピーをコンピュータ内に複数持ち、その複数のコピーがそれぞれのコピーの存在を管理している有害なプログラムを処理する方法で、まずコンピュータ内の悪意のあるプログラムの存在を特定し、その後その有害なプログラムの有効化されたコピーが、別のコピーを有効化することを可能にする機能をブロックし、その後その有害なプログラムのコードと恒久的ストレージデバイスへのリンクを削除してコンピュータを再起動するという手順から成り立つもの」

しかしながら、上記とは異なり、次のような場合、コンピュータプログラムのアルゴリズムによる技術的解決が発明として認識されない場合もある。

例えば、コンピュータプログラムのアルゴリズムの形式で表示されている一連の特徴が、数学的方法、ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法、又は情報の提示のみで構成される決定とみなされる可能性がある。この場合、当該方式の特徴は法的保護から除外される特徴を有するものであり、コンピュータプログラムのアルゴリズム形式での上記特徴の提示は、当該方法を実施する際のコンピュータ機器（ここでは、コンピュータ機器は技術的成果を提供しない道具とされる）の利用を示唆するものである。それにより得られた成果は、技術的性質を有しない、つまり、例えば、数学的方法、コンピュータプロ

⁴²³ 海外質問票調査に基づく。

グラム、及びコンピュータプログラムの中で使用されたアルゴリズムの使用を通じた情報の取得のみから構成される数学的方法とみなされる。」(特許審査マニュアル第3部3.3.3)

(2) BM 関連発明に関する審査基準

以下のとおり、連邦民法第4法典第1350条(5)には、「ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法」は発明とみなされないとされており、ビジネス方法「自体」に特許は認められない。

連邦民法第4法典第1350条(5)

5. なかんづく次に掲げるものは発明とみなされないものとする。

(1)発見

(2)科学的理論及び数学的方法

(3)もっぱら製品の外観に関する提案で審美的要求を満たすことを意図したもの

(4)ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法

(5)コンピュータプログラム

(6)情報の提示のみに関するアイデア

本段落に従い、これらのものは、特許出願においてこれら自体に言及されている場合には、発明に分類されない。

一方、ビジネス方法は以下のとおり特許の対象となり得る。

一例として、そのビジネス方法が、それにより有用かつ有形の結果が得られる解決策を示している場合、ソフトウェアに基づいて実施される方法として特許を取得できる可能性がある。ここでいう方法とは、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程をいう。技術的結果が達成されることが必須となる。ビジネス方法を保護するための特許取得は、電子商取引、広告、電子金融サービスの分野において最も一般的に利用されている⁴²⁴。

また、特許審査マニュアル第3部3.3.3には、ビジネス方法について、以下のよう記載されている⁴²⁵。

「経済活動に係る規則及び方法

「経済活動」とは、特に、有形物の在庫の補充及びそのサービスが求められる需要をできる限り完全に満たすことを狙いとした一連の行動をいう。この目的のため、既存の製品の保管、新しい製品の生産製造、輸送、引き換えが行われ、それらの製品の消費が組織される。経済活動の動機とは、有形物の需要を満たすという人間の欲望である。したがって、

⁴²⁴ 海外質問票調査に基づく。

⁴²⁵ 海外質問票調査に基づく。

経済活動とは人間の生活における経済的（経済的な目的にかなった）動機を表現するものである。

人間の経済的活動の結果とは有形物のことをいい、通常それは既知の性質を有するもので、特別な才能や並外れた費用を必要としない修練により当該技術の熟練者となった者に可能な運営の実施を通じて作成されるものである。

したがって、経済活動の規則には有形物の在庫の補充及びそのサービスが求められる需要をできる限り完全に満たすことを狙いとした行動を実行する手順を確立する規定が含まれる可能性がある。経済活動を実行する方法には、確立された規定に従い、有形物の在庫の補充及びそのサービスが求められる需要をできる限り完全に満たすことを狙いとした特定の業務に対する解決策に従属する、経済活動の主体により実行される一連の方法と運営が含まれる。同時に、「経済活動」という概念は、あらゆる活動の組織面及び管理面のみに限定されるものではない。また同時に、経済活動の規則と方法は多くの場合、計画、会計、業務の組織、サービスなどに基づいている。」（特許審査マニュアル第3部3.3.3）

1. 5. 2 進歩性の審査基準

CS 関連発明等に特化した進歩性の審査基準はない。

1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

特になし

1. 7 保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式

保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式、及び、認められないクレーム形式は以下のとおりである。

（保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式）

装置／システム、方法、プログラムを記録した媒体⁴²⁶

（保護対象として認められないクレーム形式）

プログラム、プログラム製品、データ構造、信号⁴²⁷

コンピュータプログラムを特許権として保護する方法としては、装置、方法又は記録媒体のクレームに、コンピュータプログラムの処理の特徴を記載するものがある。

海外のコンピュータプログラムの出願が、パリルート・PCT ルートでロシアに出願される際に、プログラムのクレームを記録媒体クレームに置き換えることが、実務上行われている⁴²⁸。

⁴²⁶ 海外質問票調査に基づく。現地特許事務所等からは、「プログラムを記録した媒体」のクレーム形式については、2007 年末頃から徐々に運用上認められるようになってきたとの情報を得た。

⁴²⁷ 海外質問票調査に基づく。

2 歴史的変遷⁴²⁹

パリ条約への加盟（1965年）

1965年、ソビエト連邦は、工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟した。

CS 関連発明に関する決定（1975年）

1975年11月13日付知的財産権に関する国家委員会の説明第4号「コンピュータの数学的支援によって特徴づけられるコンピュータ設備という客体を発明と認識することについて」において、数学的解決策、特にアルゴリズム及びコンピュータプログラムについては、発明とならないこと、及び、コンピュータプログラムの中でも「建設的な特性によって特徴づけられており、そうした建設的な特性を含み、その特性の存在がコンピュータ資源の構成及び分布を決定するアルゴリズムの特性により決定づけられている装置」及び「有形物を用いて有形媒体で行われる一定の順序での一連の行動の実行によって特徴づけられる方法（磁気テープ、磁気ディスクなど）」については、発明となり得ることが記載された。

ソビエト連邦特許法の改正（1991年）

「1991年5月31日付ソビエト連邦特許法」において、発明とされないものとして、コンピュータのアルゴリズム及びプログラムが記載された。

行政規則の改正（1991年）

「特許出願の編纂、申請、検討についての規則（1991年7月2日付ソビエト連邦特許庁令第49号により採用）」において、アルゴリズム（特にコンピュータアルゴリズム）等によるプログラム可能な（カスタマイズ可能な）多機能設備については、発明となり得ることが記載された。

行政規則の改正（2003年）

「特許出願の編纂、申請、検討についての規則（2003年6月6日付ロシア特許商標庁令第82号により採用）」において、発明とみなされないものとして、「事業活動の規則及び方法」や「電子コンピュータ用プログラム」が記載された。

連邦民法第4法典の改正（2006年）

「2006年12月18日付ロシア民法第4法典」において、発明とみなされないものとして、「事業活動の規則及び方法」や「コンピュータプログラム」が記載された。

⁴²⁸ 「ロシアにおけるコンピュータプログラムの保護」（2014年5月2日）新興国等知財情報データベースウェブサイトを参照した。 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/5935/>

⁴²⁹ 海外質問票調査に基づく。

発明に関する出願審査のためのマニュアルの改訂（2011年）

「特許出願の実体審査のガイドライン(2011年7月25日付ロシア特許商標庁[Rospatent]命令第87号により承認)」において、「コンピュータプログラム」及び「ビジネス方法」に関する説明が記載された。

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>